

観光自主財源導入検討支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、湯沢町（以下、「当町」という。）が観光自主財源導入検討支援業務の受託事業者を、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するための必要な手続きについて定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

観光自主財源導入検討支援業務委託

(2) 業務内容

「観光自主財源導入検討支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 発注者

湯沢町

(4) 契約期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日まで

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 見積限度額

7,270千円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当町の令和3・4・5年度物品等入札参加資格者登録名簿に登録されていること。

※入札参加資格者登録名簿に登録されていない場合は、参加申込書提出期限までに令和3・4・5年度物品等入札参加資格者登録名簿に登録されること。

(2) 当町からの指名停止期間中でないこと。

※公募開始日から企画提案書提出期限までに指名停止を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (6) 個人情報保護のために必要な措置等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等を講じていること。
- (7) 過去又は現在において、観光自主財源導入関連事業の受託実績があり過去の受託経験から培った多くの知識及び技術力を反映させることができること。
- (8) 国税、都道府県税及び市区町村税について未納のないこと。

4 スケジュール

No	実施内容	期間
1	公募開始	令和5年10月3日(火)
2	質問受付期限	令和5年10月6日(金) 17時迄
3	質問に関する回答期限	令和5年10月10日(火)
4	参加申込期限	令和5年10月12日(木) 17時迄
5	参加資格の審査及び確認結果通知	令和5年10月13日(金)
6	企画提案書提出期限	令和5年10月19日(木) 17時迄
7	選考会(書類審査)	令和5年10月20日(金)
7	選考会(プレゼンテーション)	令和5年10月27日(金) 予定
8	選考結果の通知	令和5年10月31日(火) 予定
9	契約締結	令和5年11月1日(水) 予定

※各実施日については、事務上の都合により変更することがある。

※選考会(書類審査)については、参加者が3者以下の場合には実施しない。

5 実施要領等に対する質問受付・回答

(1) 提出期限

令和5年10月6日(金) 17時迄(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式第5号)を下記メールアドレスまでファイルを添付し提出すること。その他の方法による質問には回答しない。

なお、質問内容が不明瞭なものについては、回答しないことがある。

送付先メールアドレス: kankou@town.yuzawa.lg.jp

メールの件名に「【質問】観光自主財源導入検討支援業務委託」を記載すること。

※提出後に必ず確認の電話をすること。(企画観光課 笛田まで)

(3) 回答方法

質問への回答は、令和5年10月10日(火)までに行う。

質問者には電子メールで回答することとし、併せてその内容について当町ウェブサイトに掲載する。

なお、評価基準の配点等、選考に支障を来たすおそれがある質問へは回答しない。

また、回答に対する再度の質問は受け付けない。

6 本プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- ②定款及び登記事項証明書
- ③会社概要（任意様式で1種類までとする。パンフレット等でも可能とする。）
- ④業務経歴書（様式第2号）
- ⑤国税、地方税の納税証明書（任意様式）

(2) 提出期限

令和5年10月12日（木）17時迄（必着）

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

事務局へ持参又は郵送により提出すること。郵送の方法は受領の記録が残るものに限る。

(5) 辞退の場合

プロポーザル参加申込書を提出後、参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式第3号）を提出すること。

7 本プロポーザル参加資格の確認結果の通知

参加申込書類の確認後、本プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらず本プロポーザル参加資格の審査及び確認結果通知日までに認否の連絡がない場合は、令和5年10月16日（月）17時迄に湯沢町役場企画観光課観光商工係へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、当町にその理由の説明を求めることができる。

8 企画提案書等の提出

事務局より本プロポーザルへの参加を認められ、選考会へ参加する場合は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

下記提出書類を順に製本し、簡易なA4ファイルで提出すること。

①企画提案書（任意様式）

別表「観光自主財源導入検討支援業務委託 評価基準」審査項目のうち、1から6について具体的に記載すること。

※規格は、日本工業規格A4縦版（A3折込可）の印刷物とすること。

※片面印刷で作成のうえ、各ページにページ番号を付すこと。

※その他、仕様書に記載されていない内容で、提案があれば記載すること。

②業務実施体制調書（様式第4号）

③見積書（様式第6号）

(2) 提出期限

令和5年10月19日（木）17時迄（必着）

(3) 提出部数

正本 1部（代表者押印のもの）

副本 7部（正本の写し）

(4) 提出方法

6の(4)に同じ

9 選考会の実施及び審査

(1) 書類審査

本プロポーザルへの参加を認められたものが4者以上である場合は、提出された書類による審査を実施する。書類審査の結果は電子メールにて通知する。

書類審査結果通知日：令和5年10月20日（金）予定

(2) プレゼンテーション

日時：令和5年10月27日（金）午後（予定）

会場：湯沢町役場3階議会第2会議室

提案の予定時間：プレゼンテーション 20分程度

質疑応答 10分程度

注意事項：各参加者の開始時間は、後日通知する。

提案参加人数は、1提案者あたり3名までとする。

プロジェクター及びスクリーンはこちらで準備したものを使用すること。

プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って行うこと。

提案参加者は他の企画提案を傍聴することはできない。

指定時間に遅れた場合は参加を認めない。

(3) 優先交渉権者選考方法

①別表「観光自主財源導入検討支援業務委託 評価基準」に基づき、採点を行う。

②採点の合計が最高点である提案者を第一優先交渉権者とし、次点を第二優先交渉権者とする。

③提案者が一者であった場合においても審査を行い、仕様書等を満たすと認められる場合は、当該提案者を交渉権者とする。

(4) 選考結果の通知

①選考結果は選考後、すべての提案事業者に書面で通知する。

②選考結果に関する異議申立ては受け付けられないものとする。

③選考結果通知日の翌開庁日以降に次の項目を当町ウェブサイトに公表する。

ア 第一優先交渉権者の名称

10 失格となる場合

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、当町が失格であると認めた場合
- (6) 見積限度額を超えた見積書を提出した場合

11 契約

(1) 契約の締結

第一優先交渉権者と当町の間で、委託内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2) その他

第一優先交渉権者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、第二優先交渉権者と当町の間で、委託内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は、契約締結に至った企画を除き参加者に帰属するものとする。ただし、当町が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合、提案内容や提案への評価に関する部分を除き、湯沢町情報公開条例（平成 11 年 12 月 27 日湯沢町条例第 29 号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

13 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、契約の権限を有する代表者のものとする。

14 事務局（問合せ・書類提出先）

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
湯沢町役場 企画産業観光部企画観光課観光商工係 担当：笛田（ふえだ）
TEL：025-784-4850
Mail：kankou@town.yuzawa.lg.jp